工事調査様式－1　　その価格により入札した理由書 （低入札価格調査通知日の翌日から2日以内に提出）

その価格により入札した理由書

件　名:　令和8年度 県単交通安全対策(一種)工事
業者名: 有限会社 高見澤土建
住　所: 長野県中野市大字安源寺412

項　　目	内　　容
1 その価格により入札した理由	・直接工事費(労務費を含む)及び共通仮設費は長野県公表単価、長野県公表歩掛り、刊行物単価、特殊単価採用根拠により積算しました。 ・現場管理費及び一般管理費は単純工種である事から、材料費等の削減が可能と判断し施工可能な現場管理費、純工事費、一般管理費を計上しました。 以上の積算方法により合計額を算出し適正な施工が可能であると判断し入札しました。
2 契約工事に関連する手持ち工事の状況	契約工事に関連する手持ち工事はありません。
3 過去10年間に施工した主な公共工事20カ所の工事名、発注者、工事成績評点	別紙

記載要領

各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して２日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式１～２、工事調査表１～８）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査様式１　その価格により入札した理由書

1. 当該価格で入札した理由を、労務費、手持ち工事の状況、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況等の面から記載する。
2. 直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、自社が入札した価格で施工可能な理由を具体的に記載するとともに、各理由ごとに、その根拠となるべき以下の様式の番号を付記する（以下の様式によっては自社が入札した価格で施工可能な理由が計数的に証明されない場合は、本様式又は添付書類において計数的説明を行うものとする。）
3. 手持ち工事の状況は、国、長野県及び県内市町村発注の契約対象工事と同種又は同類（建設業法の業種区分）の手持ち工事を記載する。添付資料として、当該手持ち工事に関する契約書等の写しを添付する。
4. 過去１０年間に施工した主な公共工事ケ所は、過去１０年間に元請として施工した長野県発注の同種工事の実績について記載する。この際、低入札価格調査および重点確認調査の対象となった工事の実績を優先して記載するものとし、その数が20を超えるときは、判明している落札率の低い順に20の工事の実績を選んで記載する。また、各工事ごとの予定価格、工事成績評定点等を記載する。ただし、予定価格が公表されていない場合、工事成績評定点が通知されていない場合等は、この限りでな
5. 当該価格で入札した結果、安全で良質な施工を行うことは当然である。

工事調査様式－1（別紙）

	発注者	工事名	工事箇所	評定点	予定価格	入札金額	落札率%	備　考
1	北信建設事務所	平成28年度社会資本整備総合交付金(広域連携)工事	(一)中野飯山線　中野市　柳沢	78	9,260,000	8,570,000	92.5	
2	北信建設事務所	平成29年度県単河川改修工事	(一)今井川　飯山市常郷	82	12,340,000	11,040,000	89.5	低入調査
3	北信地域振興局	平成30年度県営かんがい排水事業大沼池地区付帯工事	下高井郡山ノ内町大字平穏	78	9,660,000	8,940,000	92.5	
4	北信地域振興局	令和元年度県単緊急農地防災事業水上池地区ため池堤体改修工事	中野市大字永江	79	7,080,000	6,345,550	89.6	
5	北信建設事務所	令和元年度県単地すべり対策工事	(地)大熊　中野市大熊	78	5,260,000	4,960,000	94.3	
6	北信建設事務所	令和元年度　県単協維持(沿道美化・公安維持・側溝整備)公安二種合併工事	中野管内一円	79	13,610,000	12,830,000	94.3	
7	北信建設事務所	令和元年度1災公共土木施設災害復旧工事	(一)清川　飯山市静間他1カ所	87	22,840,000	21,130,000	92.5	
8	北信建設事務所	令和2年度県単河川改修工事	(一)樽川　木島平村千ノ平	84	18,680,000	17,370,000	93.0	
9	北信地域振興局	令和2年度県営中山間総合整備事業栄地区当部工区水路工事	下高井郡栄村堺	80	25,280,000	23,510,000	93.0	
10	北信建設事務所	令和3年度防災・安全交付金(火山砂防)工事	(砂)夜間瀬川　中野市　越	85	32,020,000	29,950,000	93.5	低入調査
11	北信建設事務所	令和3年度防災・安全交付金(道路)工事	(一)七曲西原線　木島平村　中島	80	15,910,000	14,710,000	92.5	
12	北信建設事務所	令和4年度県単砂防工事	(砂)真引川　中野市　間山	77	10,520,000	9,800,000	93.2	
13	北信建設事務所	令和5年度　県単道路橋梁維持(兼用側溝)工事	(一)湯田中停車場線　山ノ内町本郷	83	5,310,000	4,950,000	93.2	
14	北信建設事務所	令和6年度県単砂防工事	(砂)真引川　中野市　間山	87	17,700,000	16,710,000	94.4	
15	北信建設事務所	令和7年度　社会資本整備総合交付金(広域連携)工事	(一)中野飯山線　中野市　柳沢北	87	41,530,000	39,250,000	94.5	
16	北信建設事務所	令和8年度県単砂防工事	(砂)真引川　中野市　間山	86	18,370,000	17,350,000	94.4	
17								
18								
19								
20								

低入札価格調査に該当した工事は、備考欄に「低入調査」を記載。

工事調査様式－１（別紙）

1. 過去１０年間に施工した主な公共工事ケ所は、過去１０年間に元請として施工した長野県発注の同種工事の実績について記載する。この際、低入札価格調査および重点確認調査の対象となった工事の実績を優先して記載するものとし、その数が20を超えるときは、判明している落札率の低い順に20の工事の実績を選んで記載する。また、各工事ごとの予定価格、工事成績評定点等を記載する。ただし、予定価格が公表されていない場合、工事成績評定点が通知されていない場合等は、この限りでない。

工事調査表－1　積算内訳書（低入札価格調査通知日の翌日から2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時に提出）

積算内訳書

工事名	令和8年度　県単交通安全対策（一種）工事							
工種	単位	入札時				工事完成時		
		予定価格		当初入札額		最終契約額	最終実績額	
		金額(a)	備考	金額(A)	備考	金額(C)	金額(B)	備考
直接工事費	式	1,309,680		1,288,680				
共通仮設費	式	1,001,300		967,735				
純工事費	式	2,310,980		2,256,415				
現場管理費	式	811,000		670,989				
工事原価	式	3,121,980		2,927,404				
一般管理費等	式	778,020		642,596				
工事価格合計		3,900,000		3,570,000				
消費税		390,000		357,000				
工事費計		4,290,000		3,927,000				

各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して２日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式１～２、工事調査表１～８）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査表－１　積算内訳書

1. 調査表２の総括表として作成する。
2. 予定価格欄は開札後発注者が公表する「開札後公表設計書」の金額を記載する。

工事調査表－2　工事費内訳書（低入札価格調査通知日の翌日から2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時に提出）

工事費内訳書

工事名	令和8年度 県単交通安全対策（一種）工事											
工種	入札時						最終契約額	最終実績額			(b)/(a)	(b)/(a)が0.95～1.05を外れる場合その理由を記入
	予定価格（竣工時に記載）			当初入札額								
	数量	単位	金額	数量	単価(a)	金額(A)	金額(C)	数量	単価(b)	金額(B)		
本工事費						1,288,680						
道路改良						1,288,680						
立木伐採						1,026,505						
立木伐採						1,026,505						
整地				200	62	12,400						
立木伐採				1	940,100	940,100						
枝払・玉切・片付				1	7,189	7,189						
現場発生品運搬				2	29,908	59,816						
枝材処分				2	3,500	7,000						
仮設工						262,175						
任意仮設工						262,175						
工事用道路				1	262,175	262,175						
直接工事費						1,288,680						
共通仮設費						967,735						
純工事費						2,256,415						
現場管理費						670,989						
工事原価						2,927,404						
一般管理費等						642,596						
工事価格計						3,570,000						
消費税						357,000						
工事費計						3,927,000						

各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して２日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式１～２、工事調査表１～８）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査表－２　工事費内訳書

1. 入札時に提出した工事費内訳書に対応する内訳書とする。予定価格欄は、低入札価格調査時は空欄とし、しゅん工届提出時に公表設計書の金額を記載する。
2. 以下の様式に記載する内容と矛盾のない内訳書とする。
3. 調査対象工事の施工に当たって必要となるすべての費用を計上しなければならないものとし発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用（例えば本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用）についても計上するものとする。
4. 計上する金額は、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならないものとし、具体的には、過去１年以内の取引実績に基づく下請予定業者（入札者が直接工事を請け負わせることを予定する下請負人をいう以下同じ。）等の見積書、自社の資機材や社員の活用を予定する場合は原価計算に基づく原価等を適切に反映させた合理的かつ現実的なものとする。
5. 自社従事者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上するものとし、一般管理費等には計上しないものとする。
6. 現場管理費の費目には、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上するものとする。このうち、技術者及び社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上とする。
7. 一般管理費等の費目には、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上するものとする。
8. 入札者の申込みに係る金額が、調査対象工事の施工に要する費用の額（上記３の定めに従って計上したもの）を下回るときは、その下回る額を不足額として一般管理費等の金額に計上する。
9. 工事の施工に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割」等の名目による金額計上は行わないものとする。
10. (b)/(a)が0.95～1.05を外れる場合、具体的かつ計数的に理由を記入する。

添付書類

1. 本様式に記載する現場管理費のうち、記載要領６により別計上とした技術者及び自社社員の交通誘導員に対する過去３月分の給与支払額等が確認できる給与明細書又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第108条の規定に基づく賃金台帳の写し及び過去３月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し等を添付する。
2. 上記１の添付書類のほか、下請予定業者や納入予定業者の見積書など積算根拠を示すもの（取引実績や購入原価等に裏付けられたもの）を添付する。ただし、以下の様式及び添付書類によって積算根拠や取引実績等の裏付けが確認できる場合は、本様式の添付書類として添付することを要しない。

（注）本様式は、積算内訳書として提出するものとする。

工事調査表ー3　手持ち資材一覧(主要資材)（低入札価格調査通知日の翌日から2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時に提出）

手持ち資材一覧(主要資材)

工事名	令和8年度　県単交通安全対策(一種)工事											
品名	規格・型式	単位	使用工種等	入札時				工事完成時(実績)				備　考 (市場単価を記入)
				手持ち数量	単価	本工事での使用予定量	不足数量の手当方法	手持ち数量	単価	本工事での使用量	不足数量の手当方法	
				本工事において手持ち資材なし								

各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して２日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式１～２、工事調査表１～８）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査表－３　手持ち資材一覧

1. 本様式は、調査対象工事で使用する予定の手持ち資材について記載する。
2. 「単価」の欄には、手持ち資材の原価を記載する（調査対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）例えば、使い切りの材料等については調達時の価格を、繰り返しの使用を予定する備品等については摩耗や償却を適切に見込んだ価格を記載する。

添付書類

1. 本様式に記載した手持ち資材について、その保有を証明する帳簿の写し及び写真（調査対象工事に使用予定である旨を記載した予約書を当該資材固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したもの及び資材全体が分かるように撮影したもの）を添付する。
2. 本様式に記載した手持ち資材について、調達時の価格が確認できる契約書等の写しを添付する。

工事調査表―4　資材購入先一覧（主要資材）（低入札価格調査通知日の翌日から2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時に提出）

資材購入先一覧（主要資材）

工事名	令和8年度　県単交通安全対策（一種）工事													
工種種別	品名規格	単位	入札時					工事完成時（実績）					備　考
			数量	単価	購入先名			数量	単価	購入先名			（市場単価を記入）
					業者名	所在地	入札者との関係			業者名	所在地	入札者との関係	
		本工事において主要資材なし											

各様式共通

1 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して２日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。

2 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。

3 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）

4 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式１～２、工事調査表１～８）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査表－４ 資材購入先一覧

1 「単価」の欄には、購入予定業者から資材の納入を受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去１年以内の販売実績に限る）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

2 「購入先名」の「入札者との関係」欄には、入札者と購入予定業者との関係を記載する。（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等。また、取引年数を括弧書きで記載する。

3 手持ち資材以外で自社製品の資材の活用を予定している場合についても本様式に記載するものとし「単価」の欄に自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は、製造原価（いずれも過去１年以内のものに限る）を「購入先名」の欄に当該製造部門に関する事項を、それぞれ記載する。

添付書類

1 購入予定業者が押印した見積書及びその購入予定業者の取引実績（過去１年以内の販売実績に限る）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

2 本様式の「購入先名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。

3 自社製品の資材の活用を予定している場合は、本様式に記載した資材を製造していることを確認できる書面のほか、自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去１年以内のものに限る）など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

工事調査表－5　手持ち機械一覧（主要機械）（低入札価格調査通知日の翌日から2日以内およびしゅん工届提出時に提出）

手持ち機械一覧（主要機械）

工事名	令和8年度　県単交通安全対策（一種）工事									
機械名称	規格・型式・能力・年式	単位	入札時				工事完成時			備考
			数量	単価	メーカー名	現在の利用状況	数量	単価	メーカー名	
		本工事において手持ち機械なし								

各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して２日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式１～２、工事調査表１～８）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査表－５　手持ち機械一覧

1. 本様式は、調査対象工事で使用する予定の手持ち機械について記載する。
2. 「単価」の欄は、手持ち機械の使用に伴う原価を記載する（調査対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）例えば、年間の維持管理費用（減価償却費を含む）を調査対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額を記載する。

添付書類

1. 本様式に記載した手持ち機械について、その保有を証明する機械管理台帳等の写し及び写真（調査対象工事に使用予定である旨を記載した出荷伝票を当該機械固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したもの及び機械全体が分かるように撮影したもの）を添付する。
2. 過去１年間の稼働状況など、本様式に記載した手持ち機械が調査対象工事で使用可能な管理状態にあることを明らかにした書面を添付する。
3. 本様式に記載した手持ち機械について、原価の算定根拠を明らかにした書面並びに固定資産税（償却資産）に係る課税台帳登録事項証明書や納税申告における種類別明細書など手持ち機械に係る所有者の氏名・名称及び住所、所在地、種類、数量、取得時期、取得価格、評価額等の明細が明らかにされた書面及び当該年度の減価償却額（当該機械に加えられた大規模補修に伴う追加償却に係るものを含む）を明らかにした書面を添付する。

工事調査表―6　従事者の確保計画（低入札価格調査通知日の翌日から2日以内およびしゅん工届提出時に提出）

従事者の確保計画

工事名	令和8年度　県単交通安全対策（一種）工事								
工種	職種	入札時			工事完成時			(B)/(A)	(B)/(A) ＜1の場合 その理由を必ず記入 （＊下請けへのしわ寄せと判断された場合は、工事成績が減点されます）
		単価 (A)	員数	下請け会社名 下請け会社との関係等	単価 (B)	員数	下請け会社名 下請け会社との関係等		
道路改良									
立木伐採									
整地	運転手（特殊）	(27,700)	(0.91)	自社					
	土木一般世話役	(32,100)	(1.08)	自社					
立木伐採	作業員（特殊）	(28,400)	(11.00)	自社					
	土木一般世話役	(32,100)	(1.08)	自社					
	運転手（特殊）	(27,700)	(5.00)	自社					
	高所作業員	(42,600)	(2.00)	自社					
枝払・玉切・片付									
	作業員（普通）	(24,400)	(0.04)	自社					
	作業員（特殊）	(28,400)	(0.04)	自社					
現場発生品運搬	作業員（特殊）	(28,400)	(0.86)	自社					
	運転手（特殊）	(27,700)	(0.86)	自社					

工事用道路工	運転手(特殊)	(28,400)	(7.14)	自社					
	土木一般世話役	(32,100)	(1.23)	自社					
	作業員(特殊)	(28,400)	(11.90)	自社					
	作業員(普通)	(24,400)	(5.13)	自社					
	とび土工	(29,100)	(1.12)	自社					

各様式共通

調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して２日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。

提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。

各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）

調査対象者者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式１～２、工事調査表１～８）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査表－６　従事者の確保計画

自社従事者と下請従事者とを区別し自社従事者については労務単価、員数とも（　）内に外書きする。

「労務単価」の欄には、経費を除いた従事者に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。自社従事者に係る労務単価については、調査対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合にあっても、当該自社従事者に支払う予定の賃金の額を記載する。

「員数」の欄には、使用する従事者の延べ人数を記載する。

「下請会社名等」の欄には、従事者を使用する下請会社名、入札者と当該下請会社との関係を記載する（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等。取引年数を括弧書きで記載する。

添付書類

本様式に記載した自社従事者が自社社員であることを証明する書面及び過去３月分の支払給与実績等が確認できる給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。

２．自社従事者を資格の保有が必要な職種に充てようとするときは、その者が必要な資格を有していることを証明する書面を添付する。

工事調査表－7　工種別従事者配置計画（低入札価格調査通知日の翌日から2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時に提出 ）

工種別従事者配置計画

工事名	令和8年度　県単交通安全対策（一種）工事																		
工　種	種別	入札時 配置予定人数							計 (A)	工事完成時 配置予定人数							計 (B)	(B)/(A)	(B)/(A) ＜1の場合 その理由を必ず記入 （＊下請けへのしわ寄せと判断された場合は、工事成績が減点されます）
		世話役	普通作業員	特殊作業員	特殊運転手	一般運転手	とび工	高所作業員		世話役	普通作業員	特殊作業員	特殊運転手	一般運転手	とび工	高所作業員			
道路改良																			
立木伐採																			
立木伐採																			
整地		1.08			0.91				1.99										
立木伐採		1.08		11	5			2	19.08										
枝払・玉切・片付																			
現場発生品運搬			0.04	0.04					0.08										
枝材処分																			
仮設工																			
任意仮設工																			
工事用道路		1.23	5.13	11.9	1.74	3.45	1.1		24.57										

各様式共通

調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して２日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式１～２、工事調査表１～８）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査表－７　工種別従事者配置計画

本様式には調査表－６の計画により確保する従事者の配置に関する計画を記載する。
「配置予定人数」欄は、長野県が公表する職種のうち必要な職種について記載する。

添付書類

本様式に記載した自社従事者の職種ごとの配置計画を添付する。

工事調査表－8　建設副産物の搬出処理（低入札価格調査通知日の翌日から2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時に提出）

建設副産物の搬出処理

工事名	令和8年度　県単交通安全対策（一種）工事										
建設副産物の名称	入札時					工事完成時					備考
	数量	収集運搬		受け入れ先（処分）		数量	収集運搬		受け入れ先（処分）		
	(m3・t)	委託先	委託金額（単価）	予定箇所	受入価格（単価）	(m3・t)	委託先	委託金額（単価）	受入箇所	受入価格（単価）	
樹木幹	2t			㈱市川商会	50,000						

各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して２日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式１～２、工事調査表１～８）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査表－８　建設副産物の搬出処理

1. 調査対象工事で発生するすべての建設副産物について記載する。
2. 「受入れ価格」の欄には、建設副産物の受入れ予定会社が受け入れる予定の金額で当該会社の取引実績（過去１年以内の受入れ実績に限る）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。
3. 収集運搬を自社で行う場合は、委託先を「自社」と記載する。

添付書類

1. 受入れ予定会社が押印した受入れ承諾書を添付する。
2. 受入れ予定会社が押印した見積書及びその受入れ予定会社の取引実績（過去１年以内の受入れ実績に限る）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

工事調査表－9　配置予定技術者名簿（低入札価格調査通知日の翌日から2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時に提出）

配置予定技術者名簿

工事名	令和8年度　県単交通安全対策（一種）工事											
入札時						工事完成時（実績）						備考
区分	氏名	資格	取得年月日	免許番号 交付番号	配置区分	区分	氏名	資格	取得年月日	免許番号 交付番号	配置区分	
（例）監理技術者	○○○○	一級土木施工管理技士	H2.6.1	第123456号	専任							
主任技術者	浅沼元喜	一級土木施工管理技士	H29.2.17	C161003252	専任							
現場代理人	藤沢隆雄				専任							

＊「公共工事における低価格入札に対する措置」による主任技術者の専任配置又は主任（監理）技術者と同等の資格者を専任で別途配置する技術者も記載する
＊記載した技術者が必要な資格を有することを証明する書面の写しを添付する。
＊調査対象者との雇用関係を確認するため健康保険証の写し等を添付する。

各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して２日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式１～２、工事調査表１～９）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査表－９ 配置予定技術者

1. 配置を予定する主任技術者、監理技術者，現場代理人及び低入札価格調査による別途配置技術者について記載する。

添付書類

1. 記載した技術者等が自社で雇用する社員であることを証明する健康保険証等の写しを添付する。
2. 記載した技術者が必要な資格を有することを証明する書面の写しを添付する。